

〈日本スポーツ振興センター災害給付制度について〉

日本スポーツ振興センター災害給付制度は、児童が学校管理下（授業中、部活動、休み時間、通学中等）でけがをした場合の災害給付制度です。毎年、年度当初に手紙でお知らせしています。

浦安市では、病院へかかる際利用できる、「子ども医療費助成制度（受給券）」があり、平成24年12月より、受給券の対象が小学校3年生までから中学校3年生までに拡大されました。

しかし、学校管理下のけがについては、受給券を使用せず、学校で加入します「日本スポーツ振興センター災害給付制度」の対応になりますのでご承知おきください。

3割負担で医療機関の窓口で支払った金額が、1500円以上（一度に1500円でなくても通院をして、または調剤薬局の金額と合わせて1500円を超えれば対象になります。）の場合が対象となります。

1500円未満の場合でも、受給券は使用せず、医療機関の領収書を、市役所こども課に持参し、手続きをすることにより給付を受けることができます。

学校での手続きの流れ

1. 学校管理下でけがをした。
↓
2. 病院へかかる。 受給券を使用せず、医療機関窓口で医療費を支払う。
(治るまでの合計の支払いが、1500円未満は給付対象外)
↓
3. 学校から手続きの書類をもらう。
①病院用または整骨院用の「医療等の状況」
②調剤薬局用「調剤報酬明細書」
③口座振替払申出書
↓
4. 医療機関や調剤薬局の窓口で書類の記入を頼む。
↓
5. 上記①～③の書類を学校に提出する。
↓
6. 学校で医療費請求手続きを行う。
↓
7. 書類提出後、2～3ヶ月後、学校より家庭へ給付金支給日のお知らせをする。
↓
8. 教育委員会より各保護者の口座に振り込みをする。

★保護者の方に行っていただく手続きは、1～5になります。